



事務局説明資料

2026/9/11

1. ★3・★4受付開始時期について（審議事項1）
2. 要求事項・評価基準の軽微な修正について（審議事項2）
3. 評価用ガイド類について（審議事項3）
4. 手引・解説書の作成報告（報告事項1）
5. 指定委員会の開催報告（報告事項2）

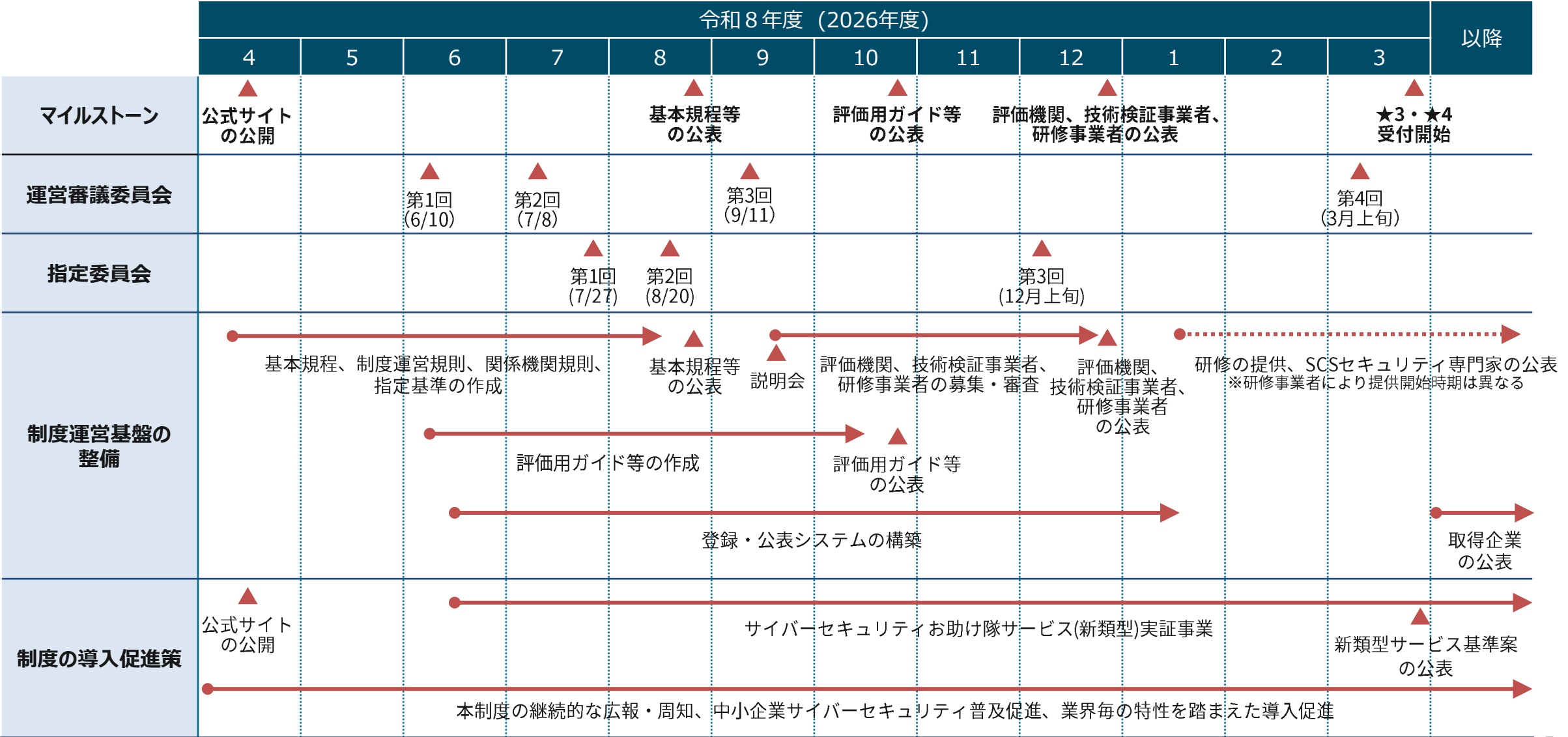
★3・★4受付開始時期について (審議事項1)

- 経済産業省の制度構築方針では「★3・★4について、令和8年(2026年)度末頃の制度開始を予定」と案内している。
- 制度開始を含めスケジュールに関する問合せは多く、★取得準備を進めていただくために、「**★3・★4について、2027年3月よりIPAによる申請受付開始予定**」として告知することとしたい。
- 制度運営基盤の整備について、以下の通り計画している。これらの計画に遅延が発生した場合、もしくは遅延が明確となった場合、運営審議委員会に相談の上、受付開始時期の見直しを行う。
 - 評価用ガイド等の公開（2026年10月下旬を予定）
 - 評価機関、技術検証事業者、研修事業者の指定・公表（2026年12月下旬を予定）
 - 制度研修の提供（2027年1月以降を予定。研修事業者により提供時期は異なる）
 - SCSセキュリティ専門家の登録・公表（2027年1月以降を予定）
 - SCS評価制度システムの稼働（2027年1月中旬を予定）
- 上記の制度運営基盤の整備の計画及び事業者側のスケジュールも踏まえて、公開するスケジュールを次頁のとおり修正する。
- 尚、登録希望組織等の事業者側の制度開始までの想定スケジュールをp6、p.7に示す。

今年度の運営計画（修正案）



★3・★4について、2027年3月の受付開始に向けて、制度運営基盤の整備及び導入促進策を進めていく。



9月11日の評価機関指定基準等の公表、及び10月下旬の評価用ガイド類公表を受け、各対象組織には制度開始までに以下の対応を行っていただくことを想定。

1. 研修事業者

- ー10月下旬までに申請準備をしていただきIPAに申請
- ー12月下旬までに指定された事業者は、直ちに研修準備を実施
- ー2027年1月以降、準備のできた事業者は、順次、研修を実施

2. 評価機関・技術検証事業者

- ー10月下旬までに申請準備をしていただきIPAに申請
- ー12月下旬までに指定された事業者は、2027年1月以降、順次、評価者の方に研修を受講させIPAへ登録申請
- ー登録後、準備のできた事業者は、登録希望組織との契約を行い、★4 第三者評価を開始
(2027年2月開始を想定)

3. SCSセキュリティ専門家

- ー公表された評価用ガイド類を参照して制度の理解や要求事項・評価基準について自己学習を進めていただく
- ー2027年1月以降、研修事業者の研修を受講していただき、試験合格者はIPAに登録申請
- ー登録後、★3の確認や★4 評価に従事

4. 登録希望組織（★3）

- 公表された評価用ガイド類を参照して、自社のセキュリティ対策状況の★3 要求事項・評価基準の適合状況を確認し自己評価を実施
- 2027年1月以降、社内のSCSセキュリティ専門家に確認を求める場合は、研修事業者の研修を受講
- 社外のSCSセキュリティ専門家に確認を求める場合は、契約を行う
- SCSセキュリティ専門家が決まり次第、自己評価結果の確認を実施
- 2027年3月以降、制度運用が開始されたらIPAに登録申請

5. 登録希望組織（★4）

- 公表された評価用ガイド類を参照して、自社のセキュリティ対策状況の★4 要求事項・評価基準の適合状況を確認し自己評価を実施
- 2027年1月以降、公表された評価機関と契約を行い、第三者評価を受診
（ただし、評価機関側で研修受講が必要なため、2027年2月からを想定）
- 2027年3月以降、制度運用が開始され、第三者評価が完了したらIPAに登録申請

- 日本語名称(略称)：サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS評価制度）
- 英語名称(略称)：Supply Chain Security Assessment Program（SCS-AP）
- 愛称：SCS（エスシーエス）
- 制度ロゴマーク：商標登録後に公開予定

要求事項・評価基準の軽微な修正について (審議事項2)

関係者及び有識者の皆様からのコメントを通じて、一部の要求事項・評価基準に対する修正をした方が良くと考えられる箇所が生じた。ついては、今回、運営審議委員会規則の規定に基づき、以下の方針で要求事項・評価基準の修正を実施したい。

1. 要求事項については、本質的な内容や目的に大きな影響を与えない範囲で修正を行う。
2. 評価基準については、対象となる評価基準の要求段階(★3又は★4)の変更及び、当該評価基準が属する大分類、中分類、要求事項の変更等を伴わない範囲で修正を行う。

本修正は国SWGに報告予定。なお、混乱を避けるため、今回の修正は必要最低限の修正に留め、国SWGとも連携し、制度運用開始後、適宜必要な修正を行う予定。

運営審議委員会規則

2.5 委員会の業務

2.5.1 委員会の実施事項

委員会は、制度運営機関の最高責任者からの委託に基づき、次に掲げる業務を行う。なお、①に掲げる業務のうち、★3・★4自己評価等実施ガイド、★4第三者評価ガイド及び★4技術検証ガイドの作成及び改定に係る審議及び決定を行う際は、事前に指定委員会の意見を求めることができる。

- ① 基本規程2.2に定める規程等のうち、基本規程、制度運営機関規則、運営審議委員会規則、指定委員会規則、評価機関指定規則、技術検証事業者指定規則、研修事業者指定規則、★3・★4自己評価等実施ガイド、★4第三者評価ガイド及び★4技術検証ガイドの作成及び改定について、審議及び決定すること
- ② **★3・★4要求事項・評価基準のうち、次の各号に規定する軽微な改定について、審議及び決定すること**
(1)要求事項：誤字、脱字その他の表記上の修正であって、当該要求事項が属する大分類、中分類又は要求事項の目的のいずれにも影響を及ぼさない範囲の改定
(2)評価基準：対策実施の手段の見直しであって、当該評価基準が属する大分類、中分類又は要求事項の目的のいずれにも影響を及ぼさない範囲の改定
なお、軽微であるかどうかの判断は、制度所管省庁及び制度運営機関で協議して決定するものとする。
- ③ 本制度に係る運用状況について、定期的に又は必要に応じて評価及び見直しを行い、国SWGに提言する事項を審議及び決定すること
- ④ その他本制度の運営及び技術的事項について、審議及び決定すること

評価用ガイド類について (審議事項3)

本年度作成を予定している規程等は以下の通り。

第3回運営審議委員会では、赤枠内に示す3つのガイドについて、作成方針等をご審議いただく^{【*1】}。

階層	#	文書名 ^{【*2】}	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会		
					第1回	第2回	第3回
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-
	5	評価機関指定規則	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	●	-
	6	技術検証事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	●	-
	7	研修事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	●	-
	8	評価機関指定基準	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	▲ ^{【*4】}	-
基準 ガイド	9	技術検証事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	▲ ^{【*4】}	-
	10	研修事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ ^{【*4】}	-
	11	研修実施基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ ^{【*4】}	-
	12	★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) ^{【*3】}
	13	★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	●
	14	★4 第三者評価ガイド	評価機関	一般公開	-	-	●
	15	★4 技術検証ガイド(概要編)	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●
	16	★4 技術検証ガイド(実施編)	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	-	-	●
手順 手引 解説書	17	評価機関指定手順	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	-	▲ ^{【*4】}
	18	技術検証事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	-	▲ ^{【*4】}
	19	研修事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	-	▲ ^{【*4】}
	20	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲
	21	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲

【凡例】

●：運営審議委員会で審議・決定

▲：運営審議委員会へは報告のみ

“制度運営規則類”

“関係機関規則類”

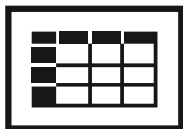
“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

■ 自己評価・第三者評価（技術検証を含む）関係

■ ★3・★4 要求事項・評価基準



解釈に迷う点や
実装例などを解説

自己評価の実施方法
や適合基準を示す

第三者評価の実施方法
や適合基準を示す

評価基準No.4-4-4-3における
技術検証について解説

■ ★3・★4 要求事項・ 評価基準 解説書

■ ★3・★4 自己評価等 ガイド

別紙

別紙に基づき自己評価
を実施するための様式

アセスメントシート*

■ ★4第三者評価ガイド

別紙

■ ★4 技術検証ガイド

技術検証の実施方法や
基準を示す

■ その他

■ ★3・★4 登録申請の 手引

★3・★4 の登録申請に
当たっての手続を示す

主な
想定読者・
使用者

登録希望組織

登録希望組織
★3 確認責任者
・ 確認従事者

評価機関

技術検証事業者

登録希望組織

■ ガイドの目的・趣旨

- このガイドは、★3又は★4の登録希望組織又は登録組織が行う自己評価、★3確認責任者等が行う確認、及び評価機関が行う第三者評価における手続き等を示すものである

■ 目次構成

第1章 総則	■ ガイドの位置づけ、用語等の基本的事項を定める。	1.1 本ガイドの位置づけ
		1.2 用語定義
第2章 適用範囲の決定方法	■ 適用範囲の決定方法の考え方等について定める。 (考え方の詳細は「★3・★4要求事項・評価基準解説書」において記載する予定)	2.1 取得単位および適用範囲の考え方
		2.2 ★3確認責任者又は評価機関による妥当性の確認を要する事項
第3章 アセスメントシート等の取扱い	■ アセスメントシート等の取扱いについて、参考様式も用意したうえで、回答方法や取扱い方法について定める。	3.1 シートの位置づけ及び見方
		3.2 シートの回答方法
		3.3 シート記入後のエビデンス保持
第4章 ★3における確認の実施	■ ★3においてSCSセキュリティ専門家が自己評価結果を確認する際のポイント等を定める。	4.1 ★3における確認の位置づけ及び実施内容
		4.2 ★3確認責任者が自己評価結果の確認を行う場合の留意点
別紙	■ 自己評価の実施に当たっての適合基準及び評価方法を示す。	

※赤枠の事項についてご議論いただいた

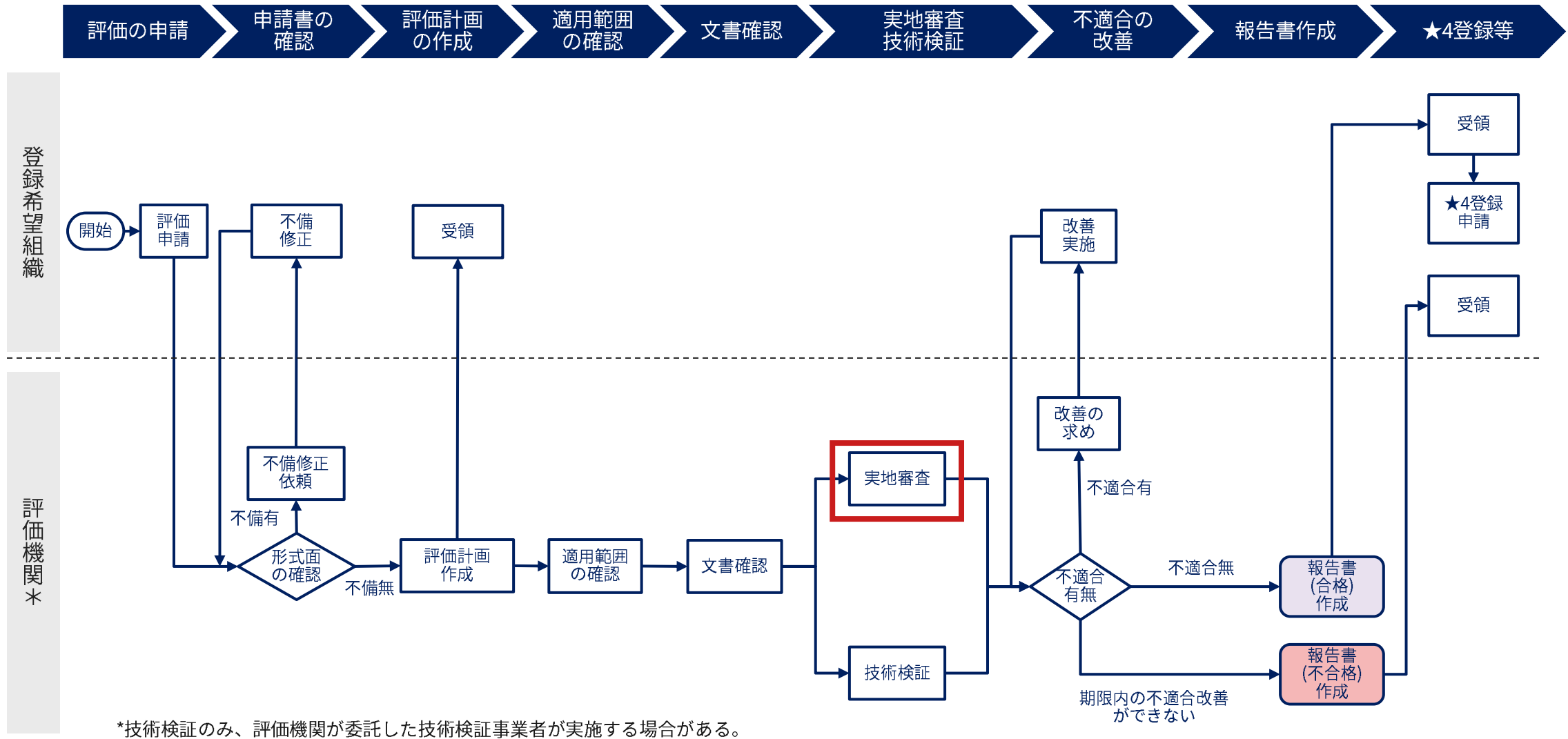
■ ガイドの目的・趣旨

- 本ガイドは、SCS評価制度において第三者評価を行う評価機関が、第三者評価を行う際に遵守すべき事項を定める。

■ 目次構成

第1章 総則	■ ガイドの位置づけ、用語等の基本的事項を定める。	1.1 本ガイドの位置づけ	第2章 第三者評価の実施方法	■ 第三者評価に係るプロセスごと実施方法を定める。	2.13 評価調書
		1.2 用語定義			2.14 評価報告書の作成
第2章 第三者評価の実施方法	■ 第三者評価に係るプロセスごと実施方法を定める。	2.1 評価契約			2.15 登録期間における対応
		2.2 申請資格	第3章 その他第三者評価に当たり遵守すべき事項	■ その他第三者評価に当たり遵守すべき事項を定める	3.1 第三者評価に係る文書の管理
		2.3 第三者評価に係る申請			3.2 異議申立て等の手続
		2.4 申請書等の確認	別紙 ★4 第三者評価における適合基準等	■ 要求事項・評価基準のそれぞれについて、評価機関が行う第三者評価の手続きや適合基準を示す。	
		2.5 評価計画			
		2.6 第三者評価を実施する者の要件			
		2.7 評価チームの構成及び評価チームへの指示・情報提供			
		2.8 適用範囲の確認			
		2.9 文書確認			
		2.10 実地審査			
		2.11 不適合の指摘及び改善			
		2.12 技術検証			

※赤枠の事項についてご議論いただいた

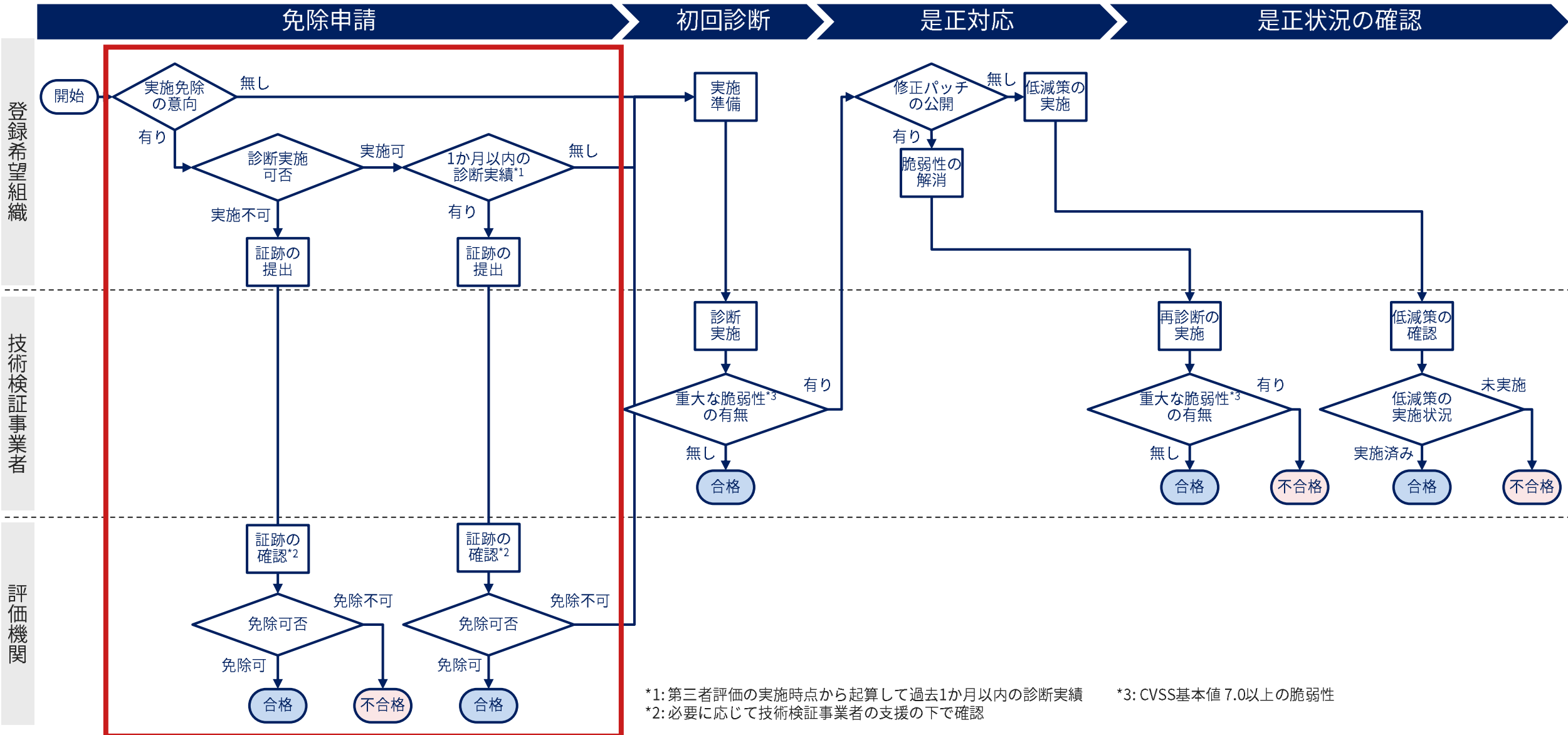


■ ガイドの目的・趣旨

- 本ガイドは、SCS評価制度における技術検証について説明するものである。

■ 目次構成

第1章 総則	■ ガイドの位置づけ、用語、目的等の基本的事項を定める。	1.1 本ガイドの位置づけ	第5章 脆弱性検出時の是正対応	■ 脆弱性が検出された際の是正対応を定める。	5.1 是正対応の実施
		1.2 用語定義			5.2 是正状況の確認
		1.3 技術検証の目的			5.3 合否の判定（是正対応後）
		1.4 実施の免除			6.1 実施困難時の代替
		1.5 技術検証の実施フロー			
第2章 実施方式	■ 脆弱性診断の実施方式を定める。	2.1 対象機器の範囲	第6章 免除の条件	■ 技術検証を免除とする条件を定める。	6.2 過去の診断実績による代替
		2.2 診断方式			
		2.3 診断ツール			
第3章 事前準備	■ 脆弱性診断の実施に向けた事前準備を定める。	3.1 合意事項の確認	第7章 技術検証の実施者	■ 技術検証を実施する者の要件や体制を定める。	7.1 実施者の資格
		3.2 必要情報の収集			7.2 実施者の記録
		3.3 診断実施条件の確認			7.3 実施時の体制
		3.4 関係者との調整			
第4章 診断の実施	■ 脆弱性診断の実施手順を定める。	4.1 ポート開放状況の確認	第8章 情報の管理	■ 技術検証に係る情報の管理方法を定める。	8.1 秘密保持
		4.2 脆弱性の有無の確認			8.2 文書の保管
		4.3 検出結果の精査			8.3 文書の保管方法
		4.4 技術検証結果報告書の作成			8.4 文書の廃棄
		4.5 合否の判定（初回診断時）			
第9章 技術検証への対応（登録希望組織向け）	■ 技術検証に当たり登録希望組織が対応すべき事項を定める。				9.1 免除申請
					9.2 事前準備
					9.3 診断の実施
					9.4 脆弱性検出時の是正対応



手引・解説書の作成状況（報告事項1）

本年度作成を予定している規程等は以下の通り。

第3回運営審議委員会では、赤枠内に示す2つの手引・解説書について作成状況をご報告する。

階層	#	文書名 [*1]	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会		
					第1回	第2回	第3回
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-
	5	評価機関指定規則	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	●	-
	6	技術検証事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	●	-
	7	研修事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	●	-
	8	評価機関指定基準	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	▲ [*3]	-
基準 ガイド	9	技術検証事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	▲ [*3]	-
	10	研修事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ [*3]	-
	11	研修実施基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ [*3]	-
	12	★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) [*2]
	13	★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	●
	14	★4 第三者評価ガイド	評価機関	一般公開	-	-	●
	15	★4 技術検証ガイド(概要編)	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●
	16	★4 技術検証ガイド(実施編)	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	-	-	●
手順 手引 解説書	17	評価機関指定手順	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	-	▲ [*3]
	18	技術検証事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	-	▲ [*3]
	19	研修事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	-	▲ [*3]
	20	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲
	21	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲

【凡例】

- ：運営審議委員会で審議・決定
- ▲：運営審議委員会へは報告のみ

“制度運営規則類”

“関係機関規則類”

“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

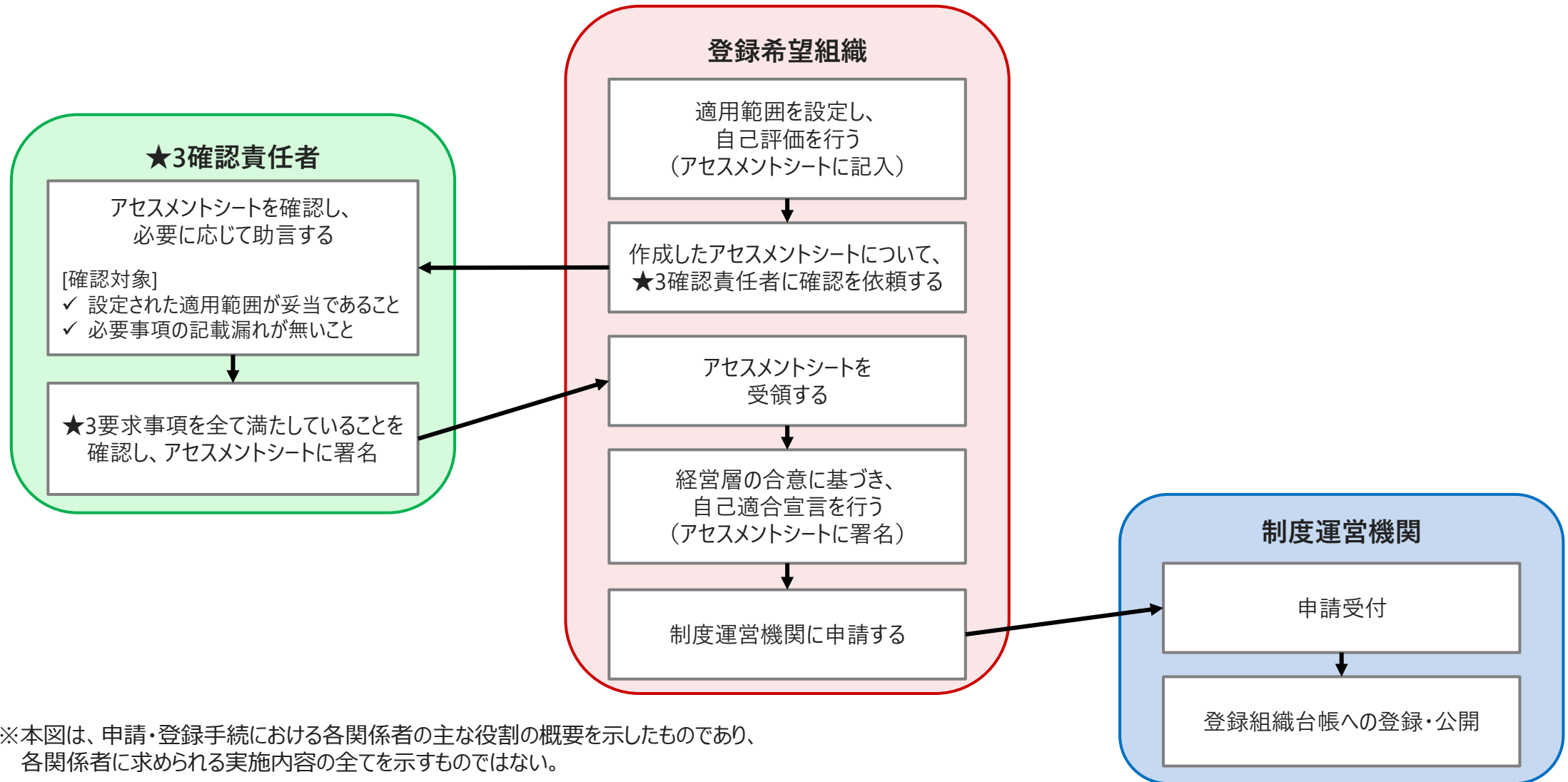
■ 文書の目的・趣旨

- 登録希望組織及び登録組織向けに、★3・★4の登録の取得及び維持に必要な評価、登録申請、更新、登録期間中の変更等の一連の手続及び留意事項を示す。

■ 目次構成

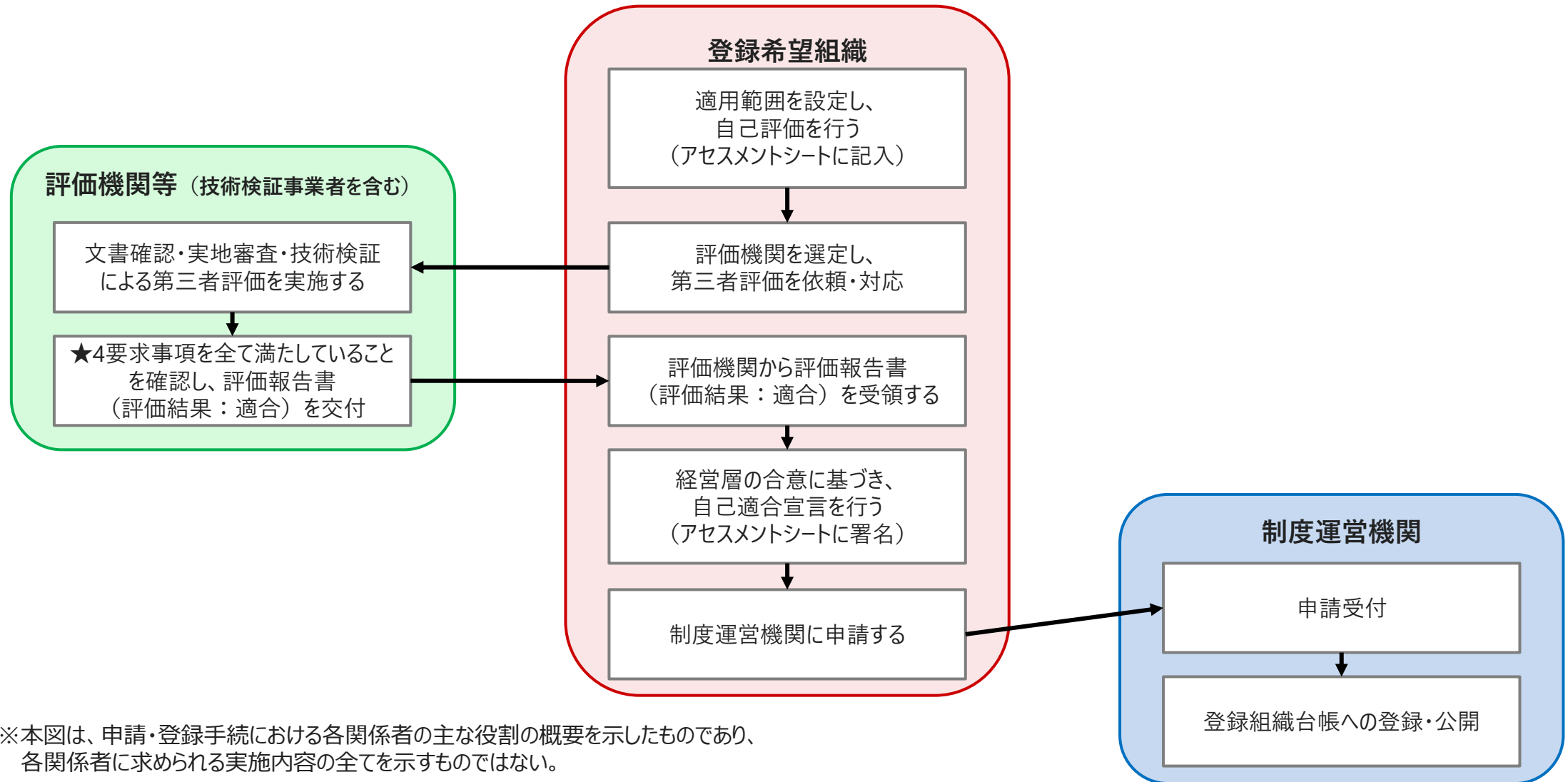
第1章 本手引について	■ 本手引の対象者及び位置づけを示す。	—	第4章 ★4の申請から登録まで	■ ★4の登録申請に必要な事前準備、第三者評価、申請・登録、更新並びに登録期間中の自己評価及び登録期間中の変更に係る手続を示す。	4.1 申請前の準備 ・4.1.1 使用する言語について ・4.1.2 申請に関する最新情報の入手 ・4.1.3 登録申請に必要な事項 ・4.1.4 申請に必要な主な書類
第2章 ★3・★4の評価スキームの全体像	■ ★3及び★4における登録までの基本的な流れを示す。	2.1 ★3の評価スキーム 2.2 ★4の評価スキーム			
第3章 ★3の申請から登録まで	■ ★3の登録申請に必要な事前準備、★3確認責任者による確認、申請・登録、更新及び登録期間中の変更に係る手続を示す。	3.1 申請前の準備 ・3.1.1 使用する言語について ・3.1.2 申請に関する最新情報の入手 ・3.1.3 登録申請に必要な事項 ・3.1.4 申請に必要な主な書類 3.2 ★3申請及び登録の流れ ・3.2.1 自己評価及び★3確認責任者による確認の実施 ・3.2.2 登録申請 ・3.2.3 登録の更新 ・3.2.4 登録期間中の変更に係る手続	第5章 登録の失効又は取消し等	■ ★3及び★4の登録組織に共通する、登録の失効及び取消並びに問合せ及び異議申立てに関する事項を示す。	4.2 ★4申請及び登録の流れ ・4.2.1 第三者評価等の実施 ・4.2.2 登録申請 ・4.2.3 登録の更新 ・4.2.4 登録期間中の自己評価 ・4.2.5 登録期間中の変更に係る手続 5.1 登録の失効 5.2 登録組織の申出による登録の取消し 5.3 制度運営機関の判断による登録の取消し 5.4 問合せ及び異議申立て

参考：図1 ★3の申請・登録手続における主な関係者と役割（配置箇所_2.1「★3の評価スキーム」）



※本図は、申請・登録手続における各関係者の主な役割の概要を示したものであり、各関係者に求められる実施内容の全てを示すものではない。

参考：図2 ★4の申請・登録手順における主な関係者と役割（配置箇所_2.1「★4の評価スキーム」）



※本図は、申請・登録手順における各関係者の主な役割の概要を示したものであり、各関係者に求められる実施内容の全てを示すものではない。

■ 文書の目的・趣旨

- 登録希望組織に実施を求める★3・★4 要求事項・評価基準に関して、当該組織の担当者が要求事項・評価基準の内容を正しく理解できるよう補足等を示すものである。

■ 目次構成

第1章 本書について	■ 文書の位置づけ等の基本的事項を定める。	
第2章 本制度における★3・★4の位置付け	■ 本制度における★3・★4の位置づけを解説する。	
第3章 取得単位および適用範囲の考え方	■ 取得単位および適用範囲の考え方について解説する。	3.1 取得単位の考え方 3.2 適用範囲の考え方 3.3 取得単位と適用範囲の設定事例
第4章 ★3・★4 要求事項・評価基準でカバーされるセキュリティのリスク・脅威	■ ★3・★4 要求事項・評価基準でカバーされるセキュリティのリスク・脅威について解説する。	
第5章 要求事項・評価基準の解説	■ ★3・★4 要求事項・評価基準の各項目について、内容や実装例などを解説する。	5.1 本章の見方 5.2 ガバナンスの整備 5.3 取引先管理 5.4 リスクの特定 5.5 攻撃等の防御 5.6 攻撃等の検知 5.7 インシデントへの対応 5.8 インシデントからの復旧

指定委員会の開催報告（報告事項2）

● 指定委員会について、以下の者を委員委嘱した。

氏名	所属・役職
上野 宣	日本セキュリティオペレーション事業者協議会 WG1 サブリーダー
坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事
島田 毅	松山大学 情報学部情報学科 教授
高橋 郁夫	駒澤総合法律事務所 所長 弁護士
持田 啓司	情報セキュリティ教育事業者連絡会 代表

(五十音順、敬称略)

● 以下の開催日時・議題にて開催した。

開催	開催日時	主な議題
第1回	2026年7月27日	- 本指定委員会の議事運営について - 今年度の活動計画について - 指定業務関連文書（指定基準、指定手順、申請様式）について
第2回	2026年8月20日	- 指定業務関連文書（指定基準、指定手順、申請様式）について - 第1回公募について

➤ 第2回委員会終了後、必要な修正を加え、メール審議にて指定業務関連文書の決議を行った。

指定委員会では、赤枠内に示す7つの規則・手順及び関連する申請様式をご審議いただいた。

階層	#	文書名 ^{【*1】}	主な対象者	公開範囲	運営審議委員会		
					第1回	第2回	第3回
規程	1	基本規程	本制度を構成するすべての者	一般公開	●	-	-
規則	2	制度運営機関規則	制度運営機関	一般公開	●	-	-
	3	運営審議委員会規則	運営審議委員会	一般公開	●	-	-
	4	指定委員会規則	指定委員会	一般公開	●	-	-
	5	評価機関指定規則	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	●	-
	6	技術検証事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	●	-
	7	研修事業者指定規則	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	●	-
	8	評価機関指定基準	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	▲ ^{【*3】}	-
基準 ガイド	9	技術検証事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	▲ ^{【*3】}	-
	10	研修事業者指定基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ ^{【*3】}	-
	11	研修実施基準	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	▲ ^{【*3】}	-
	12	★3・★4 要求事項・評価基準	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家・評価機関	一般公開	-	-	(●) ^{【*2】}
	13	★3・★4 自己評価等ガイド	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	●
	14	★4 第三者評価ガイド	評価機関	一般公開	-	-	●
	15	★4 技術検証ガイド(概要編)	登録希望組織・技術検証事業者	一般公開	-	-	●
	16	★4 技術検証ガイド(実施編)	技術検証事業者	技術検証事業者にのみ公開	-	-	●
	17	評価機関指定手順	制度運営機関・指定委員会・評価機関	一般公開	-	-	▲ ^{【*3】}
手順 手引 解説書	18	技術検証事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・技術検証事業者	一般公開	-	-	▲ ^{【*3】}
	19	研修事業者指定手順	制度運営機関・指定委員会・研修事業者	一般公開	-	-	▲ ^{【*3】}
	20	★3・★4 登録申請の手引	登録希望組織	一般公開	-	-	▲
	21	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	登録希望組織・SCSセキュリティ専門家	一般公開	-	-	▲

【凡例】
●：運営審議委員会で審議・決定
▲：運営審議委員会へは報告のみ

“制度運営規則類”

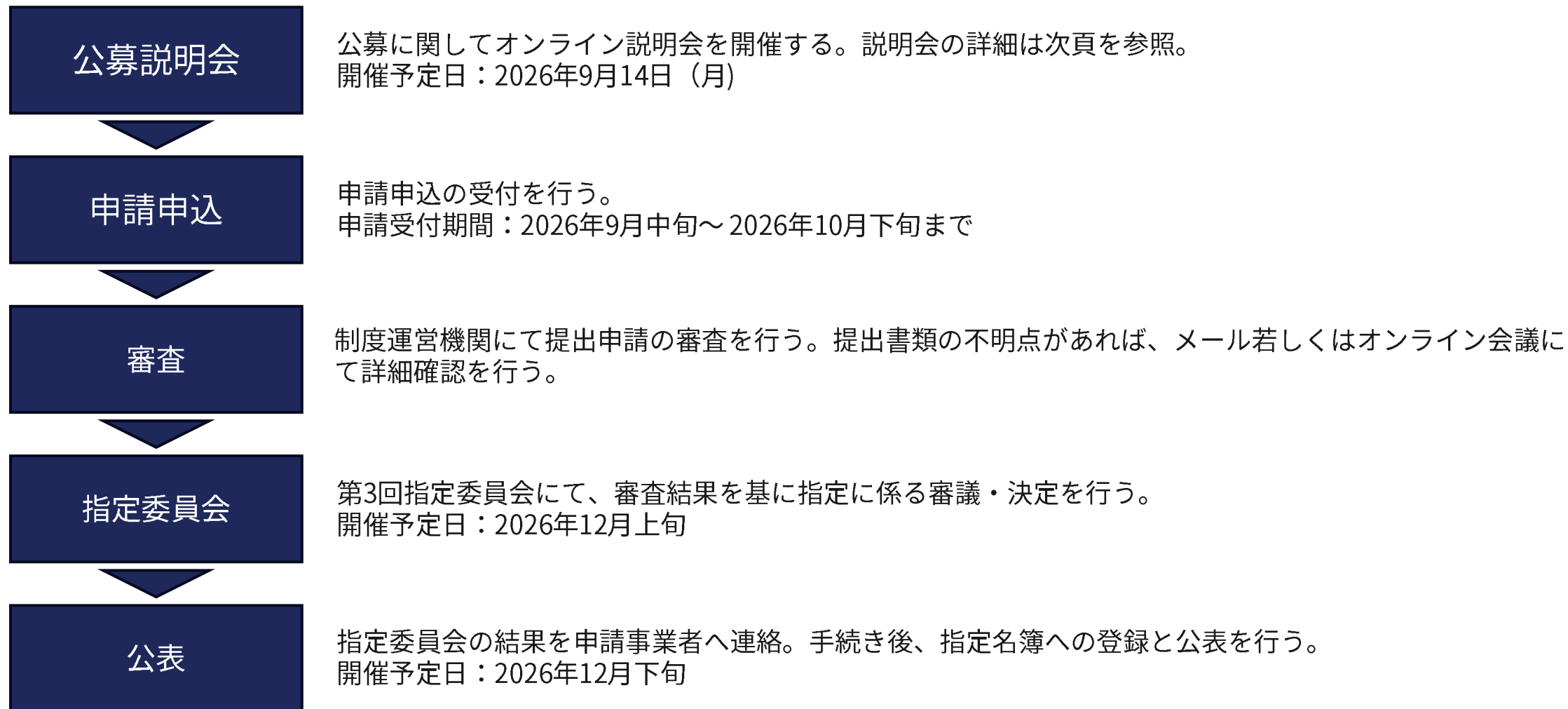
“関係機関規則類”

“指定基準群”

“評価用ガイド類”

“指定手順群”

- 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の第1回公募について、以下のスケジュールで実施する。



- SCS評価制度の運用開始に向けて、評価機関、技術検証事業者及び研修事業者として制度への参画をご検討されている事業者を対象としたオンライン説明会を開催する。本説明会では、SCS評価制度における各事業者に求められる組織要件や役割、今後予定している公募等について説明する。

● 開催概要

開催日時	2026年9月14日（月） ・ 【午前の部：評価機関・技術検証事業者向け】 10:30～12:00 ・ 【午後の部：研修事業者向け】 13:30～14:30
開催方式	オンライン開催 ※後日、オンデマンド配信を予定
参加費	無料
対象者	評価機関、技術検証事業者、研修事業者として申請をご検討されている事業者様
内容	・ 指定に係る制度規定の説明 ・ 第1回公募に関する説明
お申込み・詳細	以下のサイトにてご案内 https://www.ipa.go.jp/security/scs/security-experts-organization/setsumeikai.html

